

法人版事業承継 税制への対応策

法人版事業承継税制の特例措置は、平成30年1月から令和9年12月末までの10年間の時限措置である。原則、事前に提出が義務付けられている特例承継計画の提出件数が、コロナの影響等で、伸び悩んでいることなどから、その提出期限が令和8年3月末まで2年延長された。

令和6年度税制改正大綱では、「この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。」とされ、あわせて、「事業承継を検討している中小企業経営者…の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むこと及び政府・関係団体には、目的達成のため一層の支援体制の構築を図ることを強く期待する。」とされ、税理士会等に一層の取組みが求められているといえる。

そこで、法人版事業承継税制の一層の理解を深め、取組みに当たっての注意点、活用例などを検討いただき、法人版事業承継税制の適正な利用が進むように期するものである。

1—事業承継税制の現状と狙い●中小企業庁事業環境部財務課

2—特例措置の概要（1）—本制度の検討から実行まで●伊藤千鶴

3—特例措置の概要（2）—適用後における留意点と課題●塩野入文雄

4—法人版事業承継税制の特例措置の適用に当たっての注意点●大畑智宏

5—事業承継税制の活用に向けて—今後の課題も含めて●北澤 淳

1

事業承継税制の
現状と狙い

中小企業庁事業環境部財務課

I はじめに

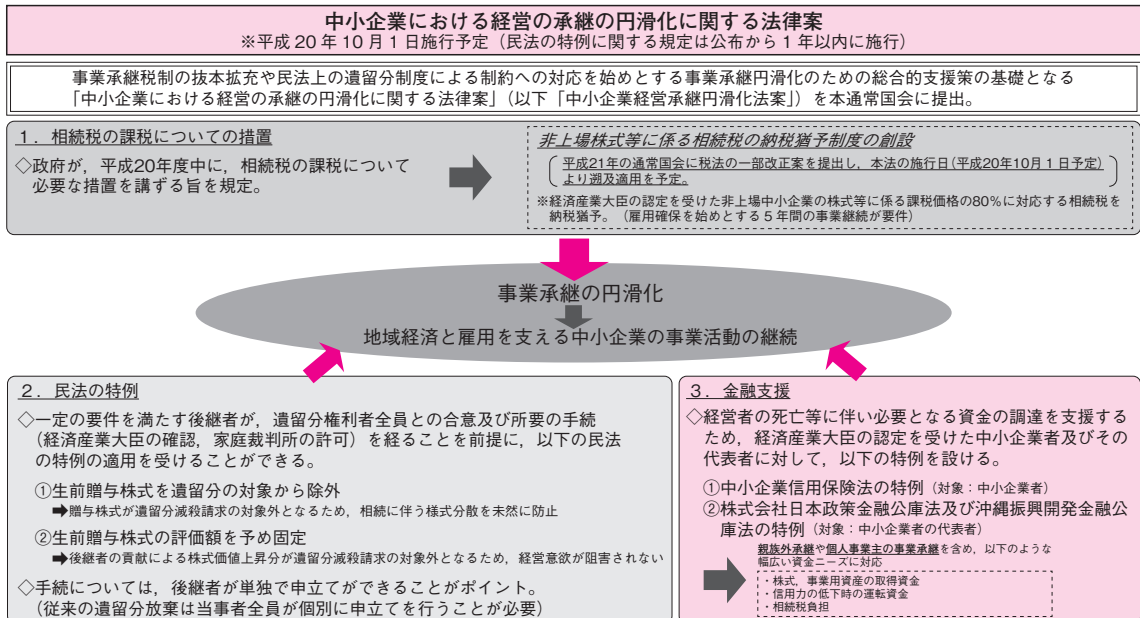
令和6年度税制改正において、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、事業承継税制（法人版特例措置及び個人版）の適用の前提となる計画（以下、法人版特例措置の計画は「特例承継計画」、個人版の計画は「個人事業承継計画」という。）の提出期限が2年延長された。本稿では、事業承継税制が措置され

た経緯や、現在までの活用状況を振り返るとともに、事業承継への期待を示したい。

II 事業承継税制の沿革

(1) 事業承継税制（法人版一般措置）の創設
事業承継税制は、平成20年制定の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「経営承継円滑化法」という。）を基礎としている。

図1 平成20年法律案国会提出時の概要



この経営承継円滑化法は、中小企業の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じて地域経済の活力を維持し、我が国経済の基盤である中小企業の雇用を確保するなどの観点から極めて重要な課題であるところ、①事業承継税制の基本的枠組み、②遺留分に関する民法の特例、③事業承継時の金融支援措置等を盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律であり、平成20年2月に国会に提出し、同年5月に成立した。その後、平成21年度税制改正において、事業承継税制（法人版一般措置）が創設された。

(2) 事業承継税制の抜本拡充（平成30年度税制改正 法人版特例措置の創設）

前述のとおり、平成21年度税制改正において、法人版一般措置が創設され、その後、数回の要件見直しを行ったものの、①納税猶予割合が80%に留まること、②事業承継後5年間の雇用平均が8割未達の場合は猶予された税額を全額納付しなければならないこと、③株価が下落した場合でも承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税しなければならないこと等から、活用を躊躇するケースがあり、法人版一般措置の計画認定件数は、2008年度～

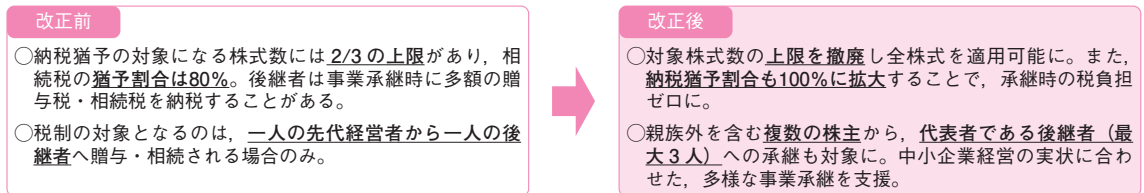
2017年度の10年間で約2,500件に留まっていた。

こうした中で、「中小企業経営者の年齢分布のピークが60歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題」（平成30年度与党税制改正大綱）として、平成30年度税制改正において、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充がなされ、現在の法人版特例措置が創設された。

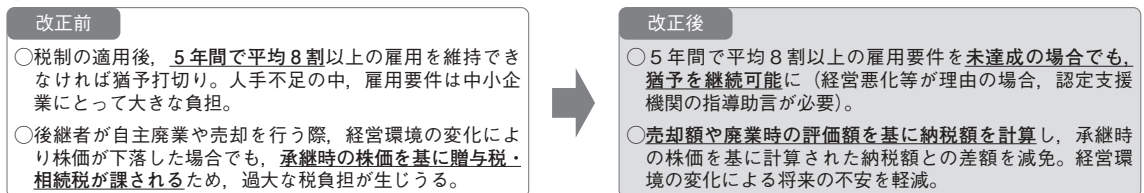
法人版特例措置は、①対象株式数の上限を撤廃し、全株式が適用可能、②納税猶予割合を100%に拡大し、承継時の税負担をゼロ、③親族外を含む複数株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に追加する等の入り口要件の緩和を実施。加えて、適用後のリスク軽減として、①売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、経営環境の変化による将来の不安を軽減、②雇用要件を未達成の場合でも、その理由を都道府県に報告した上で、一定の場合には、猶予継続を可能にすることにしている。

図2 平成30年度税制改正における法人版事業承継税制の抜本拡充の概要

◆税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～



◆税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～



※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じた。

(3) 個人版事業承継税制の創設

加えて、平成31年度税制改正において、「個人事業者についても、高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するための相続税・贈与税の新たな納税猶予制度を創設する」（平成31年度与党税制改正大綱）こととされ、10年間限定で、個人版事業

承継税制が創設された。個人版事業承継税制は、土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）や機械・器具備品、乳牛等の事業用資産が対象となっていることから、パン・菓子店、医院、酪農家等に活用されている。

図3 現行の経営承継円滑化法の概要

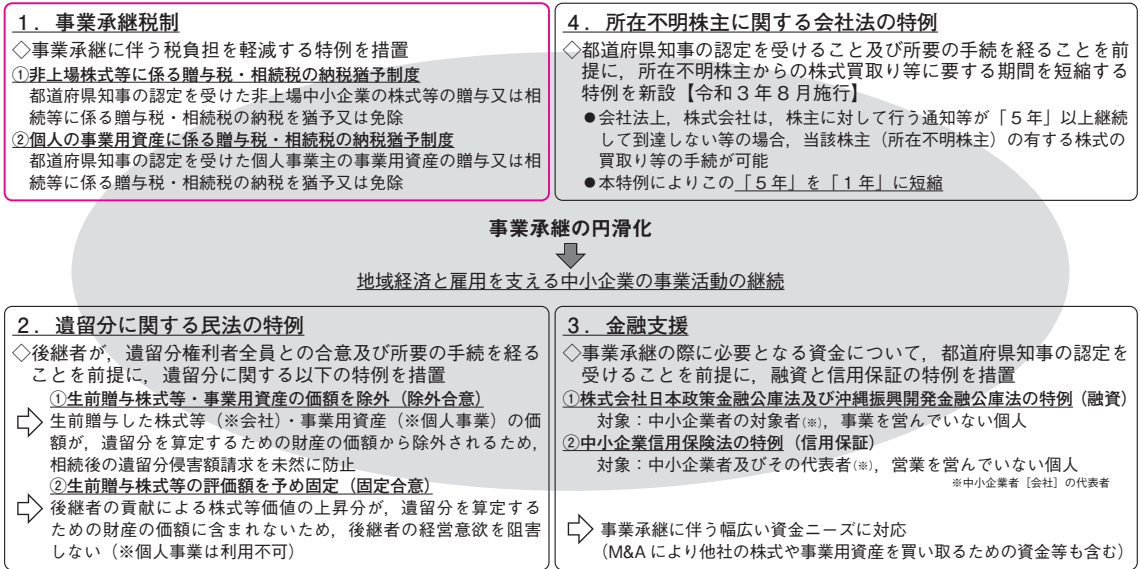


図4 事業承継税制の概要

- ・法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- ・10年間限定（2027年末まで）の限時的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となっている。
- ・個人版事業承継税制は、10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する措置。

法人版事業承継税制

個人版事業承継税制

| | 一般措置 | 特例措置（時限措置） | | 特例措置（時限措置） | |
|---------|---------------------|---|------|--|---|
| 猶予対象株式数 | 総株式数の最大2/3まで | 上限なし | 対象資産 | 事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 （土地は400㎡、建物は800㎡まで） ・機械・器具備品 （例：工業機械、パワーショベル、診療機器等） ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等） 等 | |
| 適用期限 | なし | 10年以内の贈与・相続等 （2027年12月31日まで） 2026年3月末までの計画申請が必要 | | 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等 （2028年12月31日まで） 2026年3月末までの計画申請が必要 |
| 猶予割合 | 贈与税 100% 相続税 80% | 贈与税・相続税ともに100% | | 猶予割合 | 贈与税・相続税ともに100% |
| 承継方法 | 複数株主から1名の後継者に承継可能 | 複数株主から最大3名の後継者に承継可能 | | | |
| 雇用確保要件 | 承継後5年間平均8割の雇用維持が必要 | 未達成の場合でも猶予継続可能に | | | |

Ⅲ 法人版特例措置の状況

(1) 活用件数の推移

法人版の活用件数は、一般措置については、平均250件/年程度であったが、2018年に特例措置が創設されて以降は、2020年～2022年はコロナ禍の影響で、提出件数が落ち込んだものの、平均約3000件/年の計画提出がなされており、2023年度は過去最高の5357件提出があった。

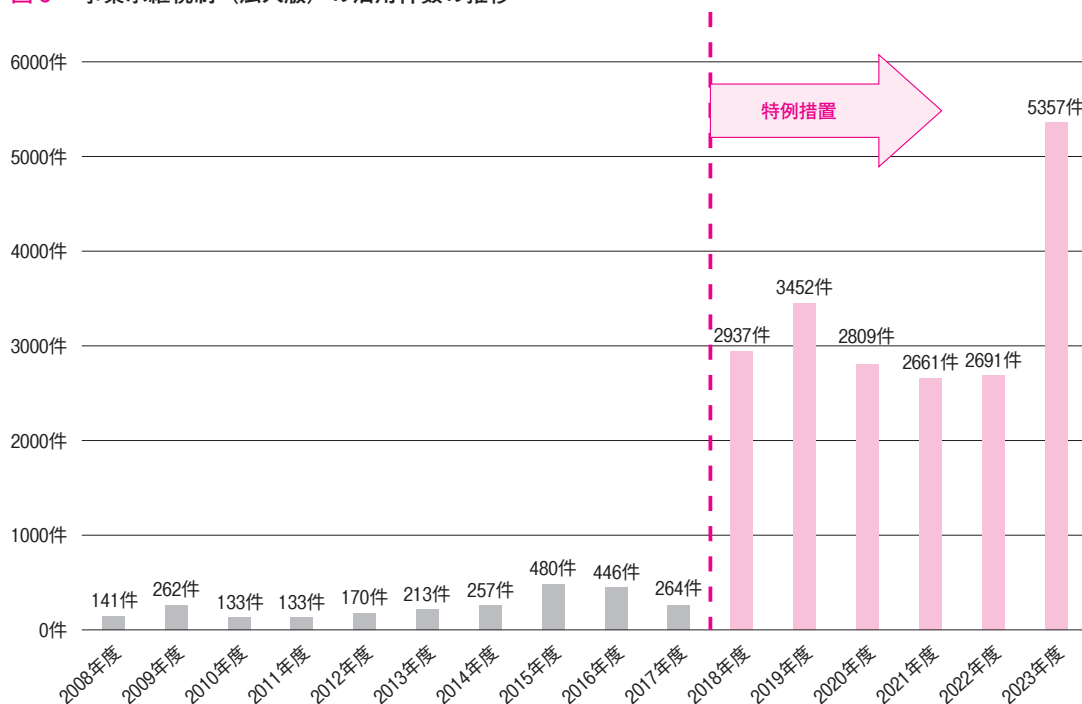
(2) 特例承継計画の提出期限の延長

コロナ禍においては、急激な経営環境の変化により、事業承継の検討に遅れが見られ、特例承継計画の提出件数も落ち込んだ。具体的な声として、「後継者が承継後のイメージをつかんだ上で、特例承継計画を策定すべき

と考えていたが、コロナの影響で取引先や金融機関との交渉等の経営者として必要な経験を積むことができず、計画提出を遅らせた。」(現経営者)や「コロナの影響で業績が悪化し、立て直しに注力する必要がある、この状態で引き継ぐことは難しいと考えた。」(現経営者)、「コロナ禍で経営が大変なときに、事業承継税制の計画提出期限が迫っているからとはいえ、事業承継の話を持ち出すことはできなかった。」(税理士)等があった。

このような状況を踏まえ、令和6年度与党税制改正大綱において、「コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。」とされ、特例承継計画の提出期限が2年延長された。なお、令和6年度与党税制改正大綱では「極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。」とされ

図5 事業承継税制（法人版）の活用件数の推移



※2008年度～2017年度は計画認定件数。2018年度以降は特例措置の特例承継計画の提出件数。(2024年3月末時点集計)

ており、適用期限自体は延長されないことが明記されている。よって、法人版特例措置を活用するためには、2026年3月末までの計画提出及び2027年12月末までの株式の承継の実施がラストチャンスであると捉えていただきたい。

(3) 活用事例

事業承継税制は、多くの地域で活躍する事業者や成長志向の事業者に活用されている。その理由の1つに、株価の固定効果が挙げられる。これは、承継（株式贈与）時に、猶予税額の計算基礎となる評価額が固定され、その後の株式価値の上昇は評価額に反映されないことから、成長（企業価値の上昇）が実現すれば税負担が緩和されるという効果である。

なお、中小企業庁のホームページにおいて、具体的な活用事例を紹介しているので、こちらも参照いただきたい。

中小企業庁ホームページ「法人版事業承継税制（特例措置）活用事例」

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/>

zeisei/pamphlet/shoukei_zeisei_jirei.pdf

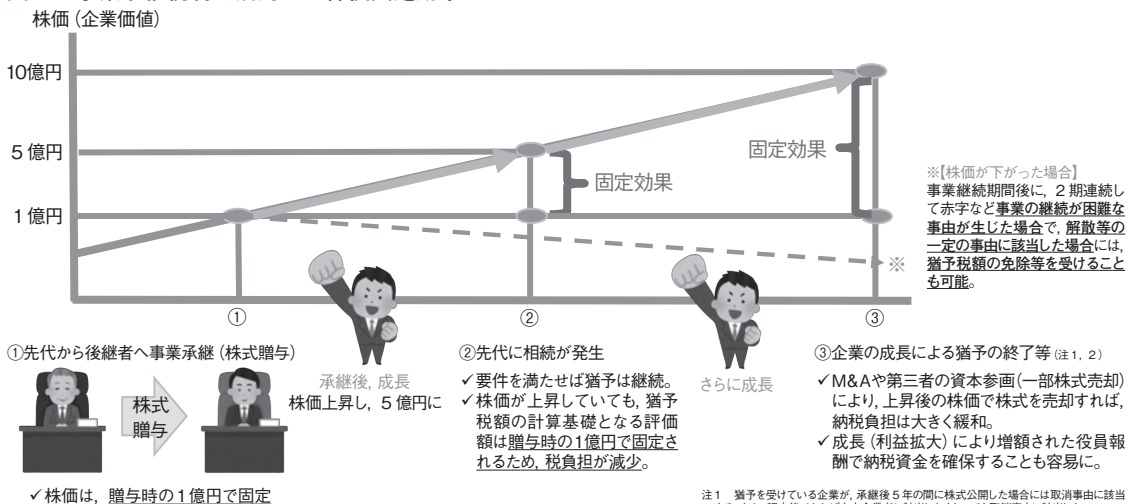


(4) 税理士の皆様へお伝えしたい情報

繰り返しになるが、事業承継税制の特例措置は、期間限定の措置である。よってこの機会に是非、多くの事業者に、事業承継税制の活用も選択肢の1つとして、事業承継をご検討いただきたい。そのために、中小企業庁では、マニュアルの作成や前述の活用事例の公表とともに、宥恕規定の存在についても周知しているのでご紹介したい。

事業承継税制の活用にあたっては、事業承継後（贈与・相続の認定後）には、都道府県庁や税務署への定期的な報告が必要となるが、何かしらの事情により期限内に報告することができず、猶予が取消しとなることを懸念し、活用を躊躇されるケースが存在する。しかし、本報告制度には、宥恕規定が設けられており、一定の要件を満たした場合には、期限後の報告であっても認定が取り消されな

図6 事業承継税制を活用した株価固定効果のイメージ



注1 猶予を受けている企業が、承継後5年の間に株式公開した場合には取消事由に該当する。なお、認定後であれば中小企業者に該当しなくても取消事由に該当しない。
注2 後継者から次の後継者に事業承継税制を適用して株式を贈与する場合は、当該贈与時点の株価で猶予税額を再計算する。

いこととなっており、必ずしも期限後提出という事実のみを以て認定が取り消されるものではない。もちろん期限内に報告いただくことが原則ではあるが、やむを得ない事情がある場合に対する宥恕規定が存在していることも踏まえ、過度な心配はせずに、事業承継税制の活用をご検討いただきたい。なお、税務署から事業者に対しては、継続届出書の提出期限前に、期限を事前にお知らせする封書も送付されている。

また、事業承継税制は、制度の複雑さから、活用を躊躇する税理士の声もあるが、活用経験豊富な税理士からは、「外国株式の縮減計算や、組織再編の論点を除けば、書類作成や要件把握を含め、そこまで対応のハードルは高くない。まずはシンプルな事業構造の顧問先から提案している。」「1度対応すれば、2度目以降もその経験を活用することができ、積極的な事業承継の提案が可能となる。」といった声も寄せられている。

加えて「事業承継税制は、複雑な制度への対応が必要となるにもかかわらず、報酬が顧問料に内包されたり、低額に抑えられるケースがある。」との声もあるが、経験豊富な税理士からは、「現経営者から後継者への一生に一度のイベントであり、慎重な検討が必要であることをお伝えして報酬の納得感を得ていただくことを心掛けています。」「提案の際には、事業承継税制を単なるツールとして勤めて作業を請け負うことにせず、組織再編を含む資本政策の立案、株式算定、相続税の試算、遺言準備、後継者育成とそれに伴うガバナンス体制の構築など、追加支援と併せて提案を行っている。」等の工夫の声があった。

事業承継は、事業者にとって一生に一度の重要なイベントであり、税金の観点も非常に重要である。よって、事業承継には、税理士の専門的な知識やサポートが必要不可欠で、まさに専門家による「伴走支援」を必要とす

図7 事業承継税制の報告制度に関する運用状況について (チラシ)



https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/shoukei_zeisei_seidounyo.pdf

中小企業庁 事業承継税制の活用を検討される皆様へ 事業承継税制の報告制度に関する運用状況について

◆ 事業承継税制の計画認定を受けた事業者は、定期的に、都道府県への「年次報告書」の提出や税務署への「継続届出書」の提出が必要ですが、これらの報告制度には、宥恕規定や税務署からの事前のお知らせがあります。

都道府県に提出する「年次報告書」の提出期限、 期限後提出された「年次報告書」に関する宥恕規定の運用状況について

- 年次報告書は、後継者ごとにその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過することの日の翌日から3か月を経過する日までに都道府県知事に年次報告書を提出する必要があります。
- 年次報告書が提出期限内に報告されない場合は、都道府県知事の認定が取り消されます。
- 年次報告書が期限後に提出された場合の宥恕規定については、一定の要件(※1)を満たした場合には期限後の報告であっても認定が取り消されないこととなり、必ずしも期限後提出という事実のみを以て認定を取り消すものではありません(※2)。

※1 ①提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認められる場合があること、②当該事情がやんだ後遡及なく当該報告書及び当該申請の詳細を記載した書類が提出されたこと。
※2 提出期限を過ぎた場合、まずは都道府県へご相談ください。

税務署に提出する「継続届出書」の提出期限と宥恕規定、 税務署からの事前のお知らせについて

- 継続届出書は、後継者ごとに、その会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間(以下「事業継続期間」といいます。)、当該申告期限の翌日から1年を経過することの日の翌日から3か月を経過する日までに、税務署長に円滑化法上の確認書を添付した継続届出書を提出する必要があります。なお、事業継続期間経過後は、当該期間の末日の翌日から3年を経過する日の翌日から3か月を経過することの日が提出期限となります。
- 継続届出書を期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から2か月を経過する日に納税の滞りに係る期限が確定します。
- なお、継続届出書の期限後提出についても、その提出についてやむを得ない事情がある場合は、宥恕規定の適用があります。
- 税務署から事業者に対しては、継続届出書の提出期限前に、期限を事前にお知らせする封書を送付しております。

る最大のイベントといえる。通常の顧問業務とは異なるサービスかもしれないが、中小企業に一番近い専門家である税理士の皆様にとって、経営者の「伴走支援」も極めて大事な使命であり、是非事業者に積極的に助言いただき、事業承継の支えとなっていただきたい。

Ⅳ おわりに～事業承継への期待～

日本の経営者年齢のピークは、事業承継税制(法人版特例措置)が創設された2017年当時は65～69歳であったが、約5年後の2022

年には、55～59歳がピークになる等の一定程度の進展が見られた。しかしながら、70代以上の経営者割合は依然として大きく、これから本格的に事業承継を検討する60代経営者の割合も高い。よって、事業承継が必要となる企業は依然として相当程度存在しているといえる。

また、経営者年齢が若い企業ほど新たな取組に果敢にチャレンジしやすい企業風土の傾向にあるとのデータや、事業承継を実施した企業の方が、売上高成長率が同業種の平均と比べて高いとのデータもある。このように、事業承継による世代交代は、企業にとって挑戦・変革の契機になり得ると考えられ、円滑

な事業承継による企業の存続やその後の成長の観点から、事業承継を早期に検討しておくことは重要である。

法人版特例措置は、2026年3月末までに特例承継計画を提出し、2027年12月末までに株式の承継を実施することが必要であるが、この機会に、法人版特例措置や他に措置している様々な事業承継支援策の活用も選択肢とし、事業承継の検討を進めていただきたい。

中小企業庁としては、都道府県や関係省庁、関係団体とも連携し、2027年12月末の適用期限到来を踏まえ、事業承継の促進に向けて、引き続き取り組んでいく。

2

特例措置の概要（1） —本制度の検討から実行まで

伊藤千鶴●税理士

I はじめに

平成21年に、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（措法70の7、70の2。以下、「事業承継税制」という）が創設された。その後、高齢化が急速に進展するという背景から、今後10年間で日本経済の基盤となる中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上に資する観点のもと、平成30年度税制改正では、事業承継税制が拡充された。拡充された事業承継税制を「事業承継税制の特例措置」という。

事業承継税制の特例措置は、特例承継計画の提出・確認を前提としているものの、基本的な仕組みは従来の事業承継税制の仕組みと同様である。贈与税と相続税の事業承継税制の特例措置を組み合わせることで、税負担を減らしながら、円滑な事業承継が可能になる制度である。

そして、本制度は適用期限を見据え、早期に適用の検討が必要であると考えられる。

理由として、上記の特例措置は、令和9年12月31日までの贈与・相続等が対象であるものの、事業承継税制の特例措置の適用を受けるための特例承継計画の提出期限は、令和8年3月31日であることが挙げられる。また、

後述するが、贈与税の場合には、後継者は贈与の日までに3年以上にわたり役員であることという要件がある。3年以上という期間を鑑みると、まだ役員ではない後継者については、令和6年中に検討が必要になる。

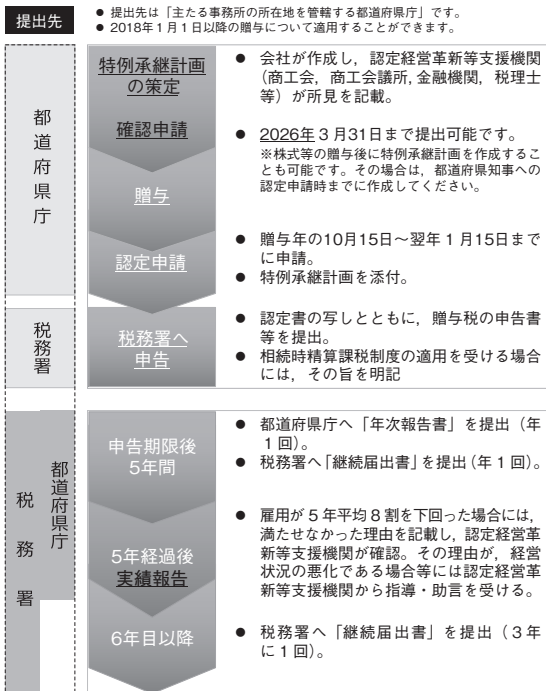
本稿では、事業承継税制の特例措置の手続きの概要、適用要件を概観し、適用への対応策について検討をする。

II 事業承継税制の特例措置の 手続きの概要及び特例承継計画

事業承継税制の特例措置を適用するには、特例承継計画を策定・確認の後、贈与の実行又は相続の開始となる。その後、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「経営承継円滑化法」という）に規定する認定申請書を都道府県庁に提出し、認定書の写しとともに、贈与税又は相続税の申告書の提出をする。申告後は、報告期間が5年間続き、5年経過後も3年に1回届出書を提出しなければならない（図表1・2）。このように、本制度は、長期間にわたるものである。

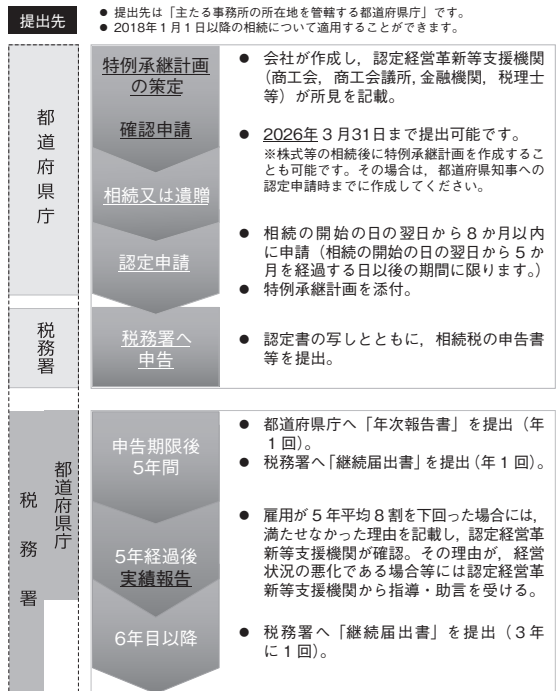
つまり、贈与税・相続税を全額納税猶予ができ、税負担を軽減できるというメリットがある一方で、専門家にとっては、長期間にわたる手続きやその手続きの管理に労力を要するというデメリットもある。

【図表 1】【贈与税の納税猶予についての手続き】



(出典) 中小企業庁資料

【図表 2】【相続税の納税猶予についての手続き】



したがって、実行には、手続きの期限管理方法、税理士が委任を受ける業務の範囲、契約期間などを顧問先と相談をし、契約書などで明らかにしておく方がよいと考える。

最初に提出をする特例承継計画とは、代表者及び後継者の氏名、株式等を承継するまでの期間における事業計画、株式等を承継した後の経営計画などを記載したものである。この計画は、個人ではなく、特例措置の対象会社である中小企業者が作成をするものであることから、特例措置を使い、最大3人の後継者に株式等を承継する場合であっても、後継者ごとに提出をする必要はない。

また、例えば、特例代表者である長男と次男が、それぞれの子を特例後継者として株式を贈与する場合のように、特例代表者が複数

おり、特例代表者のどちらも株式を贈与するケースでは、特例承継計画の要件には、提出枚数が限定されていない（円滑化規則17）ことから、特例代表者及び特例後継者ごとに提出するものと考えられる。

そして、当該計画には認定経営革新等支援機関による指導・助言が必要であることから、実務上では、顧問税理士などの専門家が顧問先と一緒に、事業承継の時期や経営上の課題、事業承継の計画の実現性などを考えることが多いと思われる。作成には、中小企業庁の記載例が参考になる⁽¹⁾。

(1) 法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定に関する申請手続関係書類、中小企業庁

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.html（参照 2024年5月3日）

Ⅲ 事業承継税制の特例措置の要件

(1) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除

事業承継税制の特例措置について、主な要件を確認していく。

①対象会社、贈与者、後継者の要件

事業承継税制の特例措置の適用を受けるには、特例の対象会社、贈与者、後継者のそれぞれに要件がある。

そして、事業承継税制の特例措置の適用を受けるためには、経営承継円滑化法の認定を受けることが必要であるが、認定を受け、一定の要件を満たす会社を特例認定贈与承継会社という(措法70の7の5②一)。あくまでも、認定の対象は、個人ではなく、会社である中小企業者である。

一定の要件には、常時使用する従業員が1人以上であること、資産保有型会社に該当しないこと、資産運用型会社に該当しないこと、非上場株式等であること等がある(措法70の7の5②)。対象会社になるか検討をする際には、形式的に資産保有型会社又は資産運用型会社に該当をしても、事業実態要件を満たしていることがあるため、事業実態要件を確認した方がよいと思われる(措法70の7の5②一、措令40の8の5⑤、措規23の12の2④)。

特例認定贈与承継会社の株式等を贈与する個人を特例贈与者という(措法70の7の5①、措令40の8の5①)。特例贈与者の主な要件として、特例承継計画に記載された特例代表者であること、特例贈与者が代表権を有していた場合には、その会社の代表者であった期間内のいずれかの時及びその贈与の直前において、その個人とその同族関係者等で総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの中で最も多くの議決権を有しているこ

と、贈与時に代表者を退任していることがある。この場合の代表権は、制限のない代表権である。定款に代表権の制限がないかどうかの確認が必要になる。

特例贈与者から特例認定贈与承継会社の株式等を取得した個人を特例経営承継受贈者という(措法70の7の5②六)。特例経営承継受贈者の要件として、特例承継計画に記載された後継者であること、単独で法律行為を行えるように18歳以上であること、贈与の時に代表権(制限のない代表権)を有していること、贈与の時に代表権(制限のない代表権)を有していること、贈与の時に代表権(制限のない代表権)を有していること、特例経営承継受贈者とその同族関係者で総株主等議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの中で筆頭株主であること等がある。

ところで、これらの要件に「3年以上にわたり役員に就任していること」があることに留意する。これは、早期の事業承継というだけではなく、計画的な事業承継を支援する観点から設けられている要件である。「役員」は、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味しており(会社法329①)、取締役に限られていないが、「3年以上にわたり」とあることから、特例措置の期限である令和9年12月31日から逆算をすると、令和6年12月31日までは、役員に就任している必要がある。

この点につき、内閣官房の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、「特例措置を利用する場合、本年12月末(実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前)までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する」⁽²⁾と示されている。令和7年度税制改正で改正される可能性はあるが、実務では、早急に事業承継税制の適用の有無を検討すべき

であろう。

②納税猶予分の贈与税額の計算

本特例を適用することにより、どのくらい税負担が軽減されるのかは検討材料の一つになるので、計算方法を確認していく。

事業承継税制の特例措置を適用した場合の納税猶予分の贈与税額は、特例対象受贈非上場株式等の価額を特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして計算した額をいう（措法70の7の5②八）。暦年課税、相続時精算課税制度を適用した場合の計算式は、それぞれ次のとおりである。

イ 暦年課税

例えば、特例対象受贈非上場株式等（3,000万円）と現金1,000万円の贈与を受けた場合には、次のような計算となる（特例経営承継受贈者は18歳以上で、特例贈与者の直系卑属とする）。

①贈与を受けたすべての財産の価額の合計額に係る贈与税額
 $(4,000万円 - 110万円) \times 50\% - 415万円$
 $= 1,530万円$

②本特例の適用を受ける非上場株式等のみに係る贈与税額
 $(3,000万円 - 110万円) \times 45\% - 265万円$
 $= 1,035.5万円$

③納付税額
 $1,530万円 - 1,035.5万円 = 494.5万円$
1,035.5万円は、猶予される。

ロ 相続時精算課税（令和6年1月1日以後の贈与について適用）

上記の具体例では、次のような計算となる。

①贈与を受けたすべての財産の価額の合計額に係る贈与税額
 $(4,000万円 - 110万円 - 2,500万円) \times 20\%$
 $= 278万円$

④本特例の適用を受ける非上場株式等のみに係る贈与税額
 $(3,000万円 - 110万円 - 2,500万円) \times 20\%$
 $= 78万円$

⑤納付税額
 $278万円 - 78万円 = 200万円$
78万円は、猶予される。

③贈与税の期限内申告書の提出及び担保の提供

贈与の実行後は、認定書の写しなどとともに、贈与税の申告書を受贈者の住所地の所轄の税務署長に申告期限までに提出をする（措法70の7の5⑤、措規23の12の2⑯）。

また、納税猶予分の贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供も必要であることに留意する（措法70の7の5①）。担保提供できる財産は、不動産、国債・地方債、税務署長が確実と認める有価証券及び保証人の保証等（通則法50に掲げる財産）、特例の対象となる特例対象受贈非上場株式等である（措令40の8の5③）。何を担保提供するのかは顧問先との相談が必要となるが、「みなす充足」規定があることから、実務では、特例対象受贈非上場株式等を担保にすることが多いものと考えられる。

「みなす充足」規定とは、特例対象受贈非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、猶予税額に満たないときであっても、猶予税額相当額の担保の提供があったものとみなされるものである（措法70の7の5④）。みなす充足の適用が継続している場合においては、特例対象受贈非上場株式等の価額が下落しても、税務署長から増加担保の提供（通則法51①）を命ぜられることはない（措法70の7の5⑩）。ただし、みなす充足規定の適用を受けた後、特例対象受贈非上場株式等に

(2) 第28回新しい資本主義実現会議。内閣官房。2024年6月21日

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf（参照 2024年6月28日）

ついて、全部又は一部の変更があった場合等には、適用を受けられなくなる（措法70の7の5④、措令40の8の5⑱）。

特例対象受贈非上場株式等の全部を担保提供する場合の手続きは、株券発行会社、株券不発行会社により異なる（措令40の8の5⑳）。

特例認定贈与承継会社が株券発行会社の場合には、国税通則法施行令第16条第1項を原則とし、特例対象受贈非上場株式等を法務局（供託書）に供託し、供託書の正本を税務署長に提出をする（措令40の8の5㉑）。

特例認定贈与承継会社が株券不発行会社の場合には、所轄税務署長に、特例対象受贈非上場株式等への質権の設定を承諾する旨の書類等を提出する（措規23の12の2①）。

なお、「みなす充足」の取扱いは、本制度の適用の要件である「納税猶予分の贈与税額に相当する担保提供」が行われているかどうかの判断において、必要担保額に見合う担保提供があったものとみなされるものである。このため、納税猶予が取り消され猶予期限が確定したものの、猶予期限までに納付が行われず、担保権を実行して未納の国税が徴収される場合には、一般の国税の担保の取扱い（通則法52）と同じように取り扱われる⁽³⁾。

(2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除

①対象会社、先代、後継者の要件

相続税についても、事業承継税制の特例措置の適用を受けるためには、特例の対象会社、被相続人、後継者のそれぞれに要件があるが、一部を除き、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の適用要件とほぼ同様で

ある（措法70の7の6）。

主な異なる点は、後継者である特例経営承継相続人等の要件について、相続開始の直前において役員に就任していることが求められているものの、被相続人（先代経営者又は先代経営者以外の被相続人）が70歳未満で死亡した場合又は特例経営承継相続人等が相続開始前に確認を受けた特例承継計画に記載されている場合には、役員に就任の要件から除かれる点が挙げられる（措法70の7の6②七へ、措規23の12の3⑩）。これは、先代経営者がまだ事業承継を検討するような年齢に達する前に不慮の事故等に事業承継を余儀なくされる場合にも本制度の適用を受けられるように配慮されたものである。また、特例承継計画に記載されていれば、対象会社の後継者として位置付けるという意思決定がされたと考慮できる点から、年齢にかかわらず、役員に就任をしていなくても特例の適用を受けられることとされている⁽⁴⁾。

②納税猶予分の相続税額の計算

贈与税の納税猶予と同様に、相続税の納税猶予額の計算方法についても確認していく。事業承継税制の特例措置を適用した場合の納税猶予分の相続税額は、次の手順で行う（措法70の7の6②八、措令40の8の6⑯～㉒）。

イ 事業承継税制の特例措置の適用がないものとして相続税額を計算する。

ロ 特例経営承継相続人等は特例の対象となる株式等のみを相続したのものとして、特例経営承継相続人等の相続税額を計算する。この計算において、特例経営承継相続人等が負担する債務がある場合には、特例の対象となる株式等以外の財産

(3) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予（担保の提供に関するQ&A問12）。国税庁

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsumo/qa/qa_6/q12.htm（参照 2024年5月5日）

(4) 令和3年度税制改正の解説。財務省 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11719722/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p758-778.pdf（参照 2024年5月4日）

から先に控除をする。控除をしてもしきれない債務がある場合には、特例の対象となる株式等から控除し、相続税額の計算を行う（措令40の8の6⑯⑰）。

ハ ロで計算をした金額が猶予税額となり、イからロを控除した額が特例経営承継相続人等の納付税額となる（100円未満切り捨て）。

例えば、相続人は子A、子B（後継者）であり、遺産総額が4億5,000万円とし、次の前提で計算をする。

【計算の前提】

| | 総額 | 子A | 子B（後継者） |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 相続財産 | | | |
| 特例の対象となる株式等 | 1億5,000万円 | | 1億5,000万円 |
| 他の財産 | 3億 | 2億5,000万円 | 5,000万円 |
| 遺産総額 | 4億5,000万円 | 2億5,000万円 | 2億円 |
| 債務 | △3,000万円 | | △3,000万円 |
| 課税価格 | 4億2,000万円 | 2億5,000万円 | 1億7,000万円 |

イ 事業承継税制の特例措置の適用がないものとして相続税額を計算する

$$4 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2) = 3 \text{ 億}7,800 \text{ 万円}$$

$$3 \text{ 億}7,800 \text{ 万円} \times 1/2 = 1 \text{ 億}8,900 \text{ 万円}$$

$$1 \text{ 億}8,900 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 5,860 \text{ 万円}$$

$$5,860 \text{ 万円} \times 2 = 1 \text{ 億}1,720 \text{ 万円}$$

子Bの相続税額は、1億1,720万円 × 1億7,000万円 / 4億2,000万円 = 4,743万円となる。

ロ 子Bが特例の対象となる株式等のみを取得したものとして計算する

$$(2 \text{ 億}5,000 \text{ 万円} + 1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円}) - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2) = 3 \text{ 億}5,800 \text{ 万円}$$

$$3 \text{ 億}5,800 \text{ 万円} \times 1/2 = 1 \text{ 億}7,900 \text{ 万円}$$

$$1 \text{ 億}7,900 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 5,460 \text{ 万円}$$

$$5,460 \text{ 万円} \times 2 = 1 \text{ 億}920 \text{ 万円}$$

子Bの相続税額は、1億920万円 × 1億5,000万円 / 4億円 = 4,095万円

ハ 子Bの相続税の猶予税額は4,095万円、納税額が648万円（4,743万円 - 4,095万円）となる。

③相続税の期限内申告書の提出及び担保の提供

相続税の納税猶予の適用を受けるためには、相続税の申告書に非上場株式等の全部又は一部につき適用を受けようとする旨の記載をし、一定の書類を添付して申告期限内に提出をしなければならない（措法70の7の6①⑥、措規23の12の3⑯）。

また、相続税の申告期限までに猶予税額の相当額の担保を提供する必要がある（措法70の7の6①）。贈与税の納税猶予と同様に、納税猶予の適用を受ける非上場株式等の全部を担保に提供した場合には、みなす充足規定の適用を受けることができる（措法70の7の6④）。

IV 事業承継税制の特例措置の事例及び対応策

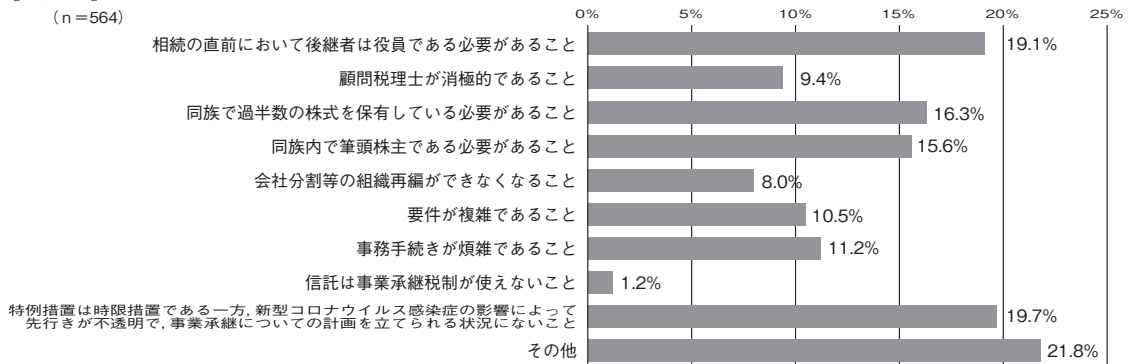
事業承継税制の特例措置を概観してきたが、事業承継税制の特例措置に関するデータを参考に、その対応について考えていく。

中小企業庁の令和3年度のアンケート⁽⁵⁾によると、事業承継税制の特例措置を検討しているという回答の中、その適用・検討にあたってネックとなっている事項について、「特例措置は時限措置である一方、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明で、事業承継についての計画を立てられる状況にないこと」が19.7%となっている（図表3）。一方で、同アンケートで新型コロナウイルス

(5) 令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査報告書. 株式会社帝国データバンク(中小企業庁委託) https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000139.pdf (参照 2024年5月5日)

【図表 3】

(n=564)



(出典)令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査報告書

ウイルス感染症の影響による事業承継の決定状況の変化について「事業承継の意思に変化はない」と99.1%が答えているところに鑑みると、事業承継についての計画を立てる予定であることは推察できる。

事業承継税制の特例措置では、特例承継計画の策定・確認が必要であることから、事業者と専門家間で特例承継計画を立てることが、適用の検討の取っ掛かりになることも考えられるだろう。

実際、事業承継の計画については、中小企業庁の事業承継税制の特例措置の適用事例⁽⁶⁾によると、当該事例の事業者の声として、税負担の心配がなくなったことその他、計画的な事業承継ができるようになったという

ものがある。

しかしながら、事業承継税制の特例措置を適用するかの検討の際には、本制度には、一旦適用をすると長期間にわたり納税が猶予されるというメリットがあるものの、上述したように、専門家にとっては、長期間にわたる手続きやその手続きの管理に労力を要するというデメリットもある。

したがって、実行には、手続きの期限管理方法、税理士が委任を受ける業務の範囲、契約期間などを顧問先と相談をしておく必要がある。そして、本税制は特段複雑なため、顧問先に理解をってもらうことは困難であることも想定される。そのため、実行前に契約書などで明らかにしておく方がよいと考える。

*

*

*

【参考文献】

- ・塩野入文雄、佐伯誠、村上裕樹、尾原昂宙『改訂新版Q&A 法人版事業承継税制の実務詳解—複雑・多様な事業承継への実践対応に向けて』大蔵財務協会、2022年
- ・竹内陽一、有田賢臣、伊藤良太『「新・事業承継税制」徹底解説』清文社、2018年
- ・平川忠雄、中島孝一、西野道之助、若山寿裕『「事業承継税

制の特例』完全ガイド』税務研究会出版局、2018年

- ・神崎忠彦、柏原智行、笠間太介『詳説 中小企業経営承継円滑化法と新・事業承継税制』金融財政事情研究会、2009年
- ・松岡章夫、山岡美樹『図解 事業承継税制』大蔵財務協会、2022年

(6) 中小企業庁ホームページ https://mirasapo-plus.go.jp/resource/pdf/application_1909.pdf (参照 2024年6月8日)

特例措置の概要（2） —適用後における留意点と課題

塩野入文雄●税理士

I はじめに

平成30年度税制改正によって法人版事業承継税制の特例措置が導入されてから約6年半を経過したが、その適用状況は《図表1》のとおりであり、既に一般措置の適用実績⁽¹⁾を大幅に上回っている点が注目される（国税庁統計年報のデータを集計）。

《図表1》特例措置の適用件数・猶予税額（H30年分からR4年分までの累計）

| 区分 | 贈与税 | 相続税 | 計 |
|------|---------|---------|---------|
| 適用件数 | 3,680件 | 2,210件 | 5,890件 |
| 猶予税額 | 3,032億円 | 3,102億円 | 6,134億円 |

また、中小企業庁の資料⁽²⁾によると、都道府県知事に提出された特例承継計画確認申請件数（H30～R4の累計）は14,540件になっており、特例措置の適用を企図しているが、まだ実行に至っていない事案が多数あることが窺われる。そして、特例措置の適用期限の令和9年12月31日まで残すところ約3年半であり、今後、その適用が加速され、円滑な経営承継が確保されることが望まれる^(注)。

このような状況を踏まえ、本稿では、特例

措置の適用後における留意点と課題について概観する。

（注）相続による承継時期は贈与と異なり意図できないので、特例措置の適用を期すのであれば贈与を指向することになる。

〔以下、租税特別措置法の関係法令規定を「法」、「令」又は「規」と簡記し、また、本文かっこ書と脚注では、条、項などを省略して表記している。〕

II 一般的な留意点

1 基本的な視点

法人版事業承継税制は、複雑な適用要件をクリアして同税制を適用しても、その事案への対応が完結する訳ではない。すなわち、その適用期間中も、次の「2」に触れる免除事由や確定事由などに注意し続けることが必要な「継続事案」である。

したがって、特例措置の適用期限を過ぎても、猶予継続中の事案は、引き続き相応の長期（例えば、60年など）^(注)にわたることになる。特に、特例措置を適用した贈与は（猶予連続贈与⁽³⁾を行った場合も含む）、1代目経

（1）一般措置の適用実績は、平成21年度税制改正による制度創設後、令和4年分までの累計が、贈与税で1,067件・861億円、相続税で1,462件・828億円、計2,529件・1,689億円になっている。

（2）経済産業省「令和6年度税制改正要望事項」

営者の相続開始に伴うみなし相続規定⁽⁴⁾の適用を受けて相続税の納税猶予⁽⁵⁾に切り替えるか否かの検討が必要になるので、現段階からその点に問題意識を持つ必要がある。また、複数後継者に特例措置を適用している場合、次の承継に向けた対応が大きな課題になる。

(注) 相続により18歳の後継者が承継した場合など、その適用期間がかなり長期に及ぶことがあり得る。

2 一般的事項

特例措置の適用後に留意すべき事項は一般措置と共通しており、①都道府県知事や税務署長への所定の書類の提出、②免除事由（全部・一部）、③確定事由（同左）などが挙げられる（それぞれの項目は、既に多くの解説書等に詳述されており、本稿では項目だけを掲記するに留める）。

なお、これら3点は、④5年間の「一定期間中（まで）」^(注)、又は、⑤一定期間経過後に限られる事項、及び⑥一定期間中・期間経過後を問わない事項によって構成されている。

(注) 贈与税は「特例経営贈与承継期間」（法70の7の5②七）、相続税は「特例経営承継期間」（法70の7の6②六）を指している。また、みなし相続の納税猶予は、「特例経営相続承継期間」というが、贈与税の申告期限から5年を経過した後に贈与者の相続開始があった場合など、「一定期間」がないケースがある（法70の7の8②五）。

また、上記①の税務署長に対する書類の提出は所定の「継続届出書」によるが、対象会社の状況報告などに留まることなく、「徴収権消滅の完成猶予・更新」（旧：消滅時効の中断）という法的効果を生じる点に注意が必

要である⁽⁶⁾。加えて、特例措置には雇用継続確保要件の「実質的撤廃」が講じられており、一定期間経過時に当該要件を充足していない場合は都道府県知事への所定の報告を行い、知事による確認を受ける必要があるところ⁽⁷⁾、人手不足の昨今であることから、大きな問題になったような事例は聞き及んでいない。

Ⅲ 個別的事項

1 担保の差替え

法人版事業承継税制は、「みなす充足」の適用⁽⁸⁾を受けている事案が多いが、その後、後継者の経営努力等によって新たな経営・事業展開が必要となり、対象会社に係る各種組織再編成が行われることがある。この際、看過しがちになり易い、みなす充足を継続するため必要な担保の差替え手順等は《図表2》のとおりである⁽⁹⁾。

なお、仄聞するに、組織再編成に伴う担保の差替えを失念していた事例があったようであり⁽¹⁰⁾、これらの手順等を再確認し、みなす充足の維持に注意を払う必要がある^(注)。

〔本項における根拠条文は、贈与税の一般措置により表記しているが、相続税、あるいは、特例措置の適用においても同じ取扱いである。〕

(注) その組織再編成に伴う株式の異動が確定事由に非該当である点も点検が必要。また、一定期間内であれば、都道府県知事に対する報告が必要（円滑化法規則11①・②など、同規則12③）。

(3) 法70の7の5⑪（法70の7⑮三を準用）の適用による贈与を指す。

(4) 法70の7の7

(5) 法70の7の8

(6) 法70の7の5⑦（法70の7⑩を準用）

(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化法規則」という）20①～③・⑭

(8) 法70の7⑥ほか

(9) 令40の8③④・③⑤

(10) 法70の7⑥ただし書

《図表2》みなす充足継続に係る対応等

| | | |
|--|--|----------------------------------|
| ①特定事由（下記※参照）の発生 OR 確実な発生見込み（令40の8③4） | & | ㊸担保の全部・一部解除がやむを得ないと認められる場合（同令③4） |
| 特定事由発生後、遅滞なき再担保提供が確実であると見込まれるとき（同令③4） | | |
| ↓ | | |
| 後継者による担保差替えの申請⇒特定事由が生じた日から1月を経過する日まで（同令③5） | | |
| ↓ | | |
| 効果① | 特定事由が生じた日から2月を経過する日 ^{（注）} までに再担保提供 ⇒担保の解除はなかったものとみなす（同令③4一）⇒みなす充足の継続適用 | |
| 効果② | 特定事由が生じた日から2月を経過する日 ^{（注）} までに再担保提供がなかった場合 ⇒担保変更命令に応じなかったものとみなす（同令③4二） ⇒猶予期限の繰上げが可能（法70の7⑫一） | |

（注）税務署長がやむを得ない事情があると認める場合には、税務署長の指定日。

令40条の8第33項は、担保の差替えの必要事由に、みなす充足の取扱いにより提供した「担保の全部又は一部に変更があった場合」（同項一号）を規定している（他に担保提供した株券又は株式に係る株券不発行会社への変更（同項二号）又は株券発行会社への変更（同項三号）を規定）。

そして、措置法通達70の7-30《みなす充足に該当しないこととなる事由》は、上記の「担保の全部又は一部に変更があった場合」について次の（1）～（8）を例示し、さらに同通達70の7-33《特定事由》は、上記《図表2》の「特定事由」を次の（1）～（6）に掲げる事由としている。

| |
|--|
| <p>（※）特定事由（措通70の7-30）：担保提供された対象株式の発行会社に係る次のいずれかの事由</p> <p>（1）合併により消滅した場合</p> <p>（2）株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合</p> <p>（3）組織変更した場合</p> <p>（4）株式の併合又は分割があった場合</p> <p>（5）会社法第185条（株式無償割当て）に規定する株式無償割当てをした場合</p> <p>（6）名称変更があったことその他の事由により株券の差替えの手続が必要となった場合</p> <p>（7）担保財産の変更等が行われ対象株式の全てが担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>（8）担保として提供された株式等に質権の設定がされていないことなどの要件（規23の9⑳）に該当しないこととなった場合</p> |
|--|

2 経営環境の変化に係る減免措置

特例措置に固有の取扱いの一つに、「経営環境の変化（悪化）に係る減免措置」がある^{（11）}。すなわち、当該変化に伴って、後継者が対象会社の猶予対象株式を売却し、あるいは、対象会社を自主廃業した場合であっても、猶予中税額の一部を免除扱いするなど期限確定に伴う納税額を緩和する措置である（贈与税に関する関係規定は《図表3》のとおりである）。

具体的には、①一定期間（5年）の末日を経過後、㊸対象株式の譲渡があり、㊹対象会社が、「事業の継続が困難な事由としての一定の事由」のいずれかに該当している場合、㊺対象株式の売却価額などを基に贈与税等の税額を「再計算」し、㊻経営承継時における株価を基に計算された猶予税額と㊼再計算した税額との差額（㊻－㊼）について免除等を受けることができる特別な措置である。

なお、この減免措置の適用を受けるためには、株式の譲渡などがあった日から2月以内の税務署長への免除申請が必要である^{（12）}。

この特別な減免措置は、令和5年（2023年）11月以降に適用が始まっている^{（注）}。そして、特例措置の適用期限以降も、特例措置による

（11）贈与税：法70の7の5⑫～⑰、相続税：法70の7の6⑬～⑳、みなし相続猶予：法70の7の8⑱

（12）法70の7の5⑫

【図表3】経営環境の変化（悪化）に係る減免措置の関係規定

| 法70条の7の5 | 令40条の8の5 | 規23条の12の2 |
|--|---|--|
| 12項⇒原因（契機） 一号…譲渡・贈与 二号…合併消滅 三号…株式交換・株式移転 四号…解散 | 22項⇒事業継続が困難な一定の事由 一号…赤字基準 二号…売上高減少基準 三号…有利子負債額基準 四号…同一業種の上場株価基準 五号…特段の理由基準 | 23項…経常損益ゼロ未満判定 24項…営業外収益・特別利益を除いて判定 25項…毎日の最終価格の各月の平均株価をベースに判定 26項…後継者の心身の故障等 |

猶予適用中の個々の事案がある限り、その適用場面があり得る。

なお、この措置に着目した納税負担回避が想定されたため、法70条の7の5第10項（法70条の7第14項を準用）に、相続税法64条の同族会社等の行為・計算否認等規定が準用され、かつ、「免除の取消し」規定が設けられているので、免除が取り消される場合があることを看過してはならない。

（注）この免除等は平成30年分以降の相続・贈与に係る特例措置の適用事案に適用があり得るため、相続税については令和5年11月以降、贈与税については令和6年3月16日以降に該当事由が生じれば、この減免措置の適用場面があり得る。

いて再びこの3要件を充足している必要がある。このため一定期間経過後も、これらの充足状況に注意を払う必要がある。

2 贈与税の課税制度による処理の違い

(1) 一部・全部確定

贈与者の相続開始前に猶予税額の一部又は全部確定が生じている場合、贈与税の課税制度（暦年課税・相続時精算課税）による違いがあるが、その対応株式の価額が、《図表4》のとおり相続税の課税価格に加算（算入）される（無論、みなし相続に係る納税猶予の対象にはならない）。ただし、その根拠規定は、法人版事業承継税制のみなし相続規定ではなく、相続税法19条又は同法21条の15、21条の16による^{（注）}。

なお、これらの処理が、一般措置に関する措置法通達70の7の3-2に整理され、同通達70の7の7-3によって特例措置に準用されている（相続税の課税価格への具体的な加算額については、措置法通達70の7の7-1の算式を参照）。

（注）したがって、暦年課税制度の場合、贈与税額の確定時期にかかわらず、その贈与の年分（時期）が相続税の課税価格に加算しなければならない年分（時期）に該当しなければ、相続税の課税に影響しない。

(2) 免除の場合

相続時精算課税制度を併用して法人版事業承継税制の適用を受け、その後、免除を受け

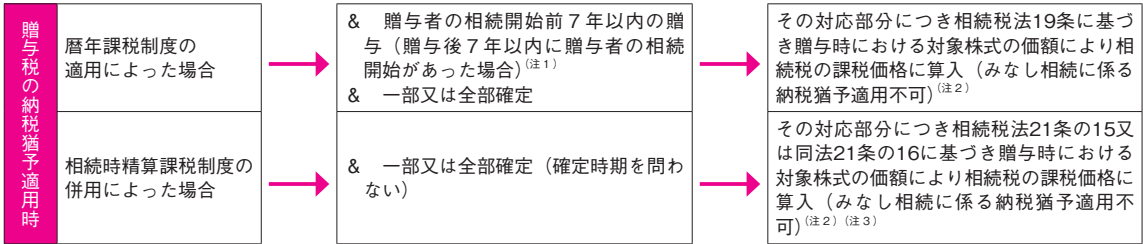
Ⅳ みなし相続時における留意点

1 切替え要件の充足

贈与税の特例措置を適用している場合、その贈与者（先代経営者等）が亡くなり、みなし相続に係る相続税の納税猶予に切替えを行う際、後継者（特例経営相続承継受贈者）は、①代表権を有していること、②同族過半要件（議決権数ベース）及び③同族内筆頭株主要件（同左）の3要件を充足している必要がある^{（13）}。贈与税の一定期間経過後は、これらの要件を充足しなくても確定事由に該当しないが、贈与者の相続開始時において納税猶予を継続するのであれば、その相続開始時にお

（13）法70の7の8②一

〔図表4〕適用した課税方式による相続税の課税価格への加算（算入）処理の違い



（注1）上表における「7年以内」は、贈与者の相続開始に伴う贈与加算期間（相法19）を指しており、令和9年分の相続開始事案から従来の「3年以内」が順次延長され、7年以内になるのは令和13年分以降の相続開始事案からである。

（注2）その後継者が相続財産（みなし相続財産を含む）を取得しているケースに限る。

（注3）その後継者による相続財産取得の有無を問わない。

〔図表5〕相続時精算課税に係る加算規定の適用が排除される免除

法70条の7

| | |
|-----|---|
| 15項 | 一号：贈与者の相続開始前における後継者の相続開始、二号：贈与者の相続開始、三号：猶予連続贈与 ※二号及び三号については、法70条の7の3によるみなし相続の適用がある。 |
| 16項 | 一定期間経過後における民事再生等関連 |
| 21項 | 猶予税額の再計算の特例の適用（一定期間経過後の再評定に基づく猶予税額の再計算） |

法70条の7の5

| | |
|---------|------------------------|
| 12項～14項 | 経営環境の変化に係る減免措置（前記Ⅲ2参照） |
|---------|------------------------|

たケースに関して、同課税制度の関係規定の適用が排除されている。すなわち、法70条の7の5第10項による法70条の7第13項九号の読替えによって、《図表5》に掲記した免除には、相続税法の同課税制度に係る加算（算入）規定である同法21条の14から21条の16までの規定の適用はない。したがって、これらの免除税額に対応する株式価額に関する相続税の課税価格への加算処理はない（措置法通達70の7-37の4及び同通達70の7の5-23（70の7の7-1を準用）に具体的な取扱いが整理されている）^{（14）}。

3 相続時精算課税基礎控除との関係

金額的には少額な問題であるが、制度のあり方に関連する事柄として触れておきたい。

具体的には、令和6年分の贈与税から適用されている相続時精算課税制度に係る基礎控

除（以下「精算課税基礎控除」という）に関するみなし相続時における留意点である。

同課税制度を選択適用し、その贈与者の相続開始時の一般の課税場面では、各年110万円以下の贈与価額は、その相続税の課税価格への加算（算入）は不要である^{（15）（16）}。一方、同課税制度を併用した法人版事業承継制の課税場面では、その適用年分における精算課税基礎控除の110万円相当額を控除せずに、相続税の課税価格に加算する。この点は、措置法通達70の7の7-1の（注）1のなお書に明らかにされている。また、令和6年3月21日付「資産課税課情報第2号」46頁は、その理由を法人版事業承継制におけるみなし相続課税の根拠規定は相続税法本法ではなく、法70条の7の7の規定によるから、精算課税基礎控除相当額の110万円を加算する（控除しない）と説明している。無論、この法令

（14）相続税の課税価格への具体的な加算額については、措置法通達70の7の7-1の算式を参照。

（15）相続税法21の15①、同法21の16③二

（16）その年に2以上の特定贈与者からの贈与があった場合、所定の按分計算が必要（相令5の2）。

の解釈・適用は、その限りでは当然である。もとより、同条に基づくみなし課税の対象になるのは、相続開始直前の猶予中贈与税額に対応する贈与時の株式価額になっており、その価額から精算課税基礎控除の額を控除する規定になっていないからである。

しかしながら、法人版事業承継税制の適用に際し、相続時精算課税制度を併用したが故にみなし相続時の課税処理において、精算課税基礎控除110万円以下の価額の加算不要を排除する必要性は乏しいと考えられる。何故なら、課税価額の処理方法と猶予適用の問題とは別次元の性格のものとするからである。また、令和5年度税制改正における相続税と贈与税の一体的課税制度の構築という趣旨を踏まえると、法人版事業承継税制の適用場面であるが故に精算課税基礎控除相当額の加算の可否を区々にする必要性は乏しいと思われる（平成29年分までは、相続時精算課税制度の併用を排除していたことが影響しているようにも思われる）。

また、この問題は、贈与税の暦年課税制度によって法人版事業承継税制を適用した場合、その贈与が相続開始前4年超～7年以内であったときの100万円の加算不要⁽¹⁷⁾の問題とも関連してくる。もっとも、相続開始前4年超の加算期間になるのは令和9年（2027年）1月以降の相続開始事案になるためか、上記情報などでは触れられていない。

4 外国子会社等の縮減計算（再計算）

対象会社等（対象会社及び特別関係会社）が、外国子会社株式、上場株式又は医療法人の出資を有している一定のケースについて、「猶予税額の縮減計算」が必要である⁽¹⁸⁾。そ

して、注意すべき点として、贈与者に相続開始があった場合におけるみなし相続に係る猶予税額の計算に当たって、その相続開始時に対象会社等が外国子会社株式などを有している場合は、贈与税の縮減計算とは別に、改めて所定の猶予税額の縮減計算を行う必要がある⁽¹⁹⁾。

この再計算の趣旨は、みなし課税の対象価額は、贈与時における金額（猶予中贈与税額も対応する価額）を所与のものとするが、縮減計算は、あくまでも、相続開始時における外国子会社株式の保有などの状況を基礎として改めて再計算を行うことを通じ、相続税の納税猶予における縮減計算とのバランスを考慮した措置と思われる。もっとも、外国子会社は国内雇用とは関係がないと捉えられた措置であり、雇用環境の変化に対応した見直しが望まれる。

（注）具体的な縮減計算の方法に関する根拠規定は、規23条の12の5第6項が準用している規23条の12第3項による（措置法通達70の7の8-5（同70の7の4-6）参照）。

5 再贈与等による対応等

1代目から2代目の経営承継を行ったタイミングにもよるが、特例措置を適用し一定期間（5年）を経過している事案について、贈与税事案は「猶予連続贈与」、相続税事案は「贈与」を行って特例措置を適用することが可能である。この対応には、《図表6》のようなパターンがあり得るところ、3代目などに対する承継が特例措置の適用期限を過ぎてしまうと、1代目経営者のみなし相続について特例措置を適用できなくなる点に注意が必要である。

(17) 相続税法19①かっこ書

(18) 法70の7の5②ハイ、令40の8の5⑮（令40の8⑫～⑮を準用）

(19) 法70の7の8②四、規23の12の5⑥（規23の12③を準用）

《図表6》 令和10年以降における1代目経営者の相続開始に関する適用パターン（例）

| ケース | ～H29.12.31 | H30.1.1～ | <特例措置適用> | ～R9.12.31 | R10.1.1～ | 結果 |
|----------|------------|-----------|----------|-----------|----------|----|
| ㉑基本型 | / | ① → ② | ----- | → ① | | ○ |
| ㉒猶予連続贈与 | | ① → ② → ③ | ----- | → ① | | ○ |
| ㉓猶予連続贈与 | | ① → ② | ----- | → ③ | → ① | × |
| ㉔旧措置適用事案 | (1) → (2) | → (3) | ----- | → ① | | ○ |
| ㉕旧措置適用事案 | (1) → (2) | → (3) | ----- | → ④ | → ① | × |

(注1) 「①→②」などの表示は、1代目経営者から2代目経営者への贈与による承継を示し、①の表示は、1代目経営者の相続開始を示している。

(注2) 「結果」欄の○及び×は、1代目経営者の相続開始に際して、そのみなし相続に係る相続税の納税猶予に関する特例措置の適用の可否を表記している。

(注3) 「結果」欄の判定理由などは、次のとおり。

ケース㉑：特例期間中に行われた特例措置適用の基本的なパターン。

ケース㉒：3代目経営者への適用が贈与税の特例措置になっている。

ケース㉓：3代目経営者への適用が贈与税の一般措置になっている。

ケース㉔：旧措置（旧一般措置）を適用中の後継者からの承継に特例措置の適用が可能。

ケース㉕：3代目経営者への適用が特例措置によっても、4代目経営者への適用が贈与税の一般措置になっている。

(資料) 野村資産承継研究所編『改訂新版 Q&A 法人版事業承継税制の実務 詳解』（大蔵財務協会 令和4年3月刊）の拙稿・問167の図表（815頁）を一部加工。

V むすび

特例措置の適用状況の全体感は、いわば「離陸状態」から「水平飛行」に移行しているようであり、今後は、猶予適用中に生じてくる多種・多様な問題に的確に対処していく必要が高まってこよう。一方、会社経営に係る経営（事業）承継は何も法人版事業承継税制を適用した株式の移転に限られず、計画的な110万円以下の贈与やいわゆる「株価対策」などによる対応があり、また、最近ではM&Aによる対応も活発に行われている。

いずれにせよ、特例措置を適用中の事案についても、令和10年度税制改正に向けた法人版事業承継税制に関する動向を注視しつつ、次の承継に向けた問題意識を持ち続ける必要がある^(注)。

(注) ちなみに、日本商工会議所「事業承継に関する実態アンケート 調査結果」（R6.3.22公表：回答4,062件/16,180件）は、特例措置について利用するメリットがあると言われる自社株式評価額が1億円超の企業のうち、「約半数が『税制は知っているが、検討していない』『税制を知らない』と回答しており、顧問税理士や支援機関等を通じた一層の制度周知や理解促進、活用に向けたアプローチが必要。」などと触れている（同資料⑩頁の一部を抜粋）。

4

法人版事業承継税制の特例措置の適用に当たっての注意点

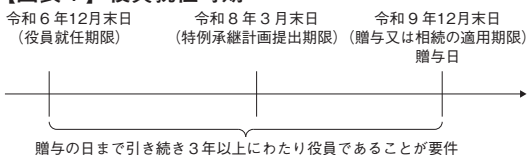
大畑智宏●税理士

I 令和6年度税制改正，特例承継計画提出期限の延長に伴う注意点

令和6年度税制改正によって，特例承継計画の提出期限が令和6年3月末から令和8年3月末まで2年延長された。一方で同年度与党税制改正大綱では，令和9年12月末までの贈与及び相続の適用期限については今後とも延長を行わないこととされている。そのため，贈与等の適用期限の延長が行われず，特例承継計画の提出期限のみが延長されたことで，受贈者が現状において役員に就任していない場合，一定の留意が必要となった。

受贈者は，贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特例認定贈与承継会社の役員（取締役，会計参与及び監査役をいう。以下同じ。）に就任していることが本特例の適用要件となっている（措法70の7の5②六へ）。そのため，この要件を満たすためには，適用期限である令和9年12月末の贈与である場合，遅くとも令和6年12月末までに受贈者を役員に就任させなければならないこととなる（図表1）。仮に特例承継計画を提出期限の直前に提出しても，その提出時点において受贈者が役員に就任していない場合，本特例の要件を満たさないこととなるため注意が必要である。そのため，役員就任に係る本要件につい

【図表1】役員就任時期



ては，特例承継計画の提出期限まで就任を可能とするなど，今後一定の緩和措置を講じられることが望まれる。

II 資産管理会社に係る注意点

(1) 資産管理会社の概要

特例認定贈与承継会社又は特例認定承継会社（以下「評価会社」とする。）が，政令で定める期間（(2)参照）において資産保有型会社又は資産運用型会社（以下「資産管理会社」とする。）に該当する場合は，原則として本特例の適用は受けられず，本特例適用中の会社については，猶予に係る期限が確定する（措法70の7の5②三～四，措法70の7の6②三～四）。ただし，資産管理会社が事業実態要件（図表2）を満たす場合には，本特例の適用は可能である（措令40の8の5⑤，措令40の8の6⑥）。

【図表 2】 資産管理会社及び事業実態要件

| | | 資産管理会社 |
|---|--|--------|
| 資産保有型会社 | $\frac{\text{特定資産の合計額（帳簿価額）}}{\text{総資産価額（帳簿価額）}} \geq 70\%$ | |
| 資産運用型会社 | $\frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$ | |
| (注)「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう。 ①有価証券等 ②現に自ら使用していない不動産 ③ゴルフ会員権、レジャー会員権等 ④絵画、彫刻、工芸品、貴金属等 ⑤現預金、代表者・同族関係者等に対する貸付金・未収金 | | |



資産管理会社に該当する会社については、
 ⇒ 事業承継税制の適用が受けられない。
 ⇒ 猶予期限が確定する（納税猶予ストップ）。

ただし、次の要件の全てを満たす会社は、適用可



事業実態要件

イ 資産管理会社が、贈与（相続開始）の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売等（注1）を行っていること。
 ロ イの贈与（相続開始）の時に、当該資産管理会社の親族外従業員（注2）の数が5人以上であること。
 ハ イの贈与（相続開始）の時に、当該資産管理会社が、ロの親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

(注1) 商品販売等 商品の販売、資産の貸付け（受贈者等及び当該受贈者等と特別の関係がある者（Ⅲ、図表3（注3）に対する貸付けを除く。）又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものを指すため、第三者に対する不動産の貸付業も含まれることとなる（措規23の12の2④、措規23の12の3⑤）。
 (注2) 親族外従業員 常時使用従業員（注3）（措規23の12の2③、措規23の12の3④）のうち受贈者等及び当該経営承継受贈者等と生計を一にする親族は除くものとされている。そのため、受贈者等と生計を別にする常時使用従業員は、上記ロの人数に含まれることとなる。
 (注3) 常時使用従業員とは会社の従業員であって、次のイ～ニ掲げるいずれかの者とする。
 イ 厚生年金保険法第9条に規定する被保険者（同法第18条第1項の厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、短時間労働者を除く。）
 ロ 船員保険法第2条第1項に規定する被保険者（同法第15条第1項に規定する厚生労働大臣の確認があった者に限る。）
 ハ 健康保険法第3条第1項に規定する被保険者（同法第39条第1項に規定する保険者等の確認があった者に限るものとし、短時間労働者を除く。）
 ニ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者で当該会社と2月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除く。）
 (財務省「令和元年度税制改正の解説」を一部加工。(注1～3)は筆者追記)

(2) 事業活動の一環で預金等の増加がある場合

資産管理会社に該当するか否かを確認する期間（政令で定める期間）は、本特例の適用に係る贈与又は相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該評価会社に係る特例経営承継受贈者及び特例経営承継相続人（以下「受贈者等」とする。）の猶予中贈与税額及び相続税額（以下「猶予税額」とする。）の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までとなる（措令40の8の5⑪、措令40の8の6⑪）。そのため、原

則的には、上記期間中のいずれか一日において、特定資産の割合が100分の70以上となる場合、猶予が確定することとなる。

一方で、親族外従業員が5人未満の事業実態要件を満たさない会社が、設備投資のために銀行借入を行い一時的に預金が増加する、又は事業の用に供していた資産の譲渡又はその資産について生じた損害に基因した保険金を取得する事由が生じた場合、特定資産となる預金等の割合は一時的に上昇することとなり、猶予に係る期限が確定する可能性がある。これらの事業活動の一環で預金等の増加があ

る場合については、令和元年度税制改正によって、一定の緩和措置が設けられた（措規23の12の2⑧，措規23の12の3⑨）。

上記事由により、特定資産の割合が100分の70以上となった場合、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、一定の届出により、判定期間から除かれる。すなわち、6か月間で特定資産の割合が100分の70未満となれば、資産保有型会社には該当しない。なお、これらの事由に該当した場合には、継続届出書に次に掲げる事項を記載しなければならないとされている（措規23の12の2⑨三ニ，措規23の12の3⑨三ニ）。

イ これらの事由の詳細及びその生じた年月日

ロ 特定資産の割合を100分の70未満に減少させた事情及びその事情の生じた年月日又は事業年度

また、上記の6か月を経過する日が報告基準日後に到来する場合には、継続届出書には上記の事項を記載する必要はないが、この場合、経営承継受贈者は、その6か月を経過する日からさらに2か月を経過する日（同日が継続届出書に係る届出期限前に到来する場合には、その届出期限）までに次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある（措規23の12の2⑩，措規23の12の3⑩）。

イ 受贈者等の氏名及び住所

ロ 特例対象非上場株式等に係る評価会社の名称及び本店の所在地

ハ 特定資産の割合を100分の70未満に減少させた事情及びその事情の生じた年月日又は事業年度

また、資産運用型会社についても、同様の緩和措置が講じられている（措令40の8の5⑬，措令40の8の6⑬）。

(3) 利益の配当及び役員給与等の損金不算入額がある場合

資産保有型会社に該当するか否かを判定する算式の分母分子には、評価会社から過去5年以内に受贈者等及びその同族関係者が受けた利益等の配当や支給された給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額のうち、役員給与の損金不算入（法34）又は過大な使用人給与の損金不算入（法36）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額を含めて計算する。なお、これら分母分子に加算される配当については、最初の対象贈与又は相続開始の時に受けたものは除かれる（措法70の7の5②三，措法70の7の6②三，措令40の8の5⑩～⑫，措令40の8の6⑩～⑫）。

＜資産保有型会社の判定算式＞

$$\frac{\text{(特定資産の合計額+利益の配当及び損金不算入給与等)}}{\text{(総資産帳簿価額+利益の配当及び損金不算入給与等)}} \geq 70/100$$

(4) 評価会社等有する特別子会社株式等

評価会社が特別子会社（会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社を含む。）の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社）の株式を有する場合、その特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する場合、その特別子会社株式は(3)に係る算式の特定資産の合計額に含めて計算する。

一方で、評価会社の特別子会社が資産保有型子会社に該当するか否かの判定に係る下記算式の特別特定資産については、その取り扱いが異なる。特別子会社（A社）が、その特別子会社（B社）の株式等を有する場合、その特別子会社（B社）が仮に資産管理会社に該当していたとしても、当該B社株式は特別特定資産から除外される。すなわち、特別子

会社（A社）が有する有価証券については、国債等・上場株式のみが特別特定資産に該当することとなる（円滑化規1⑰）。また、資産運用型子会社についても同様に判定する。
 <特別子会社（A社）に係る資産保有型会社の判定算式>

$$\frac{\text{特別特定資産の合計額}}{\text{資産の帳簿価額の合計額}} \geq 70/100$$

Ⅲ 評価会社が上場株式等を有している場合の納税猶予税額の計算

評価会社又は評価会社の特別関係会社であって当該評価会社との間に支配関係がある法人が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該評価会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他「政令で定める法人」の株式等（投資信託及び投資法人に関する法

律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、納税猶予税額の計算上、その外国会社等及び「政令で定める法人」の株式等相当額を除外する（図表3）（措法70の7の5②八、措法70の7の6②八）。

この「政令で定める法人」は、評価会社、当該評価会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と特別の関係がある者が有する次の①（評価会社が資産管理会社に該当しない場合を除く。）及び②に掲げる法人の株式等の数又は金額が、次に定める数又は金額である場合における法人をいう（措令40の8の5⑮、措令40の8の6⑮）。そのため、評価会社が、資産管理会社に該当し事業実態要件を満たすことにより納税猶予の適用がある場合には、発行済株式等の3%以上を保有する上場株式等の株式相当額を納税猶予税額の計算上除外しなければならない（図表4）。

【図表3】

| 番号 | 評価会社等（注1）が保有する株式の内容 | 純資産価額及び類似業種比準価額の計算 | |
|----|---|---------------------|----------------------|
| | | 評価会社が資産管理型会社（注2）に該当 | 評価会社が資産管理型会社（注2）に非該当 |
| 1 | 上場株式（評価会社、評価会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と特別の関係がある者（注3）が3%未満を有する株式） | 除外せず | 除外せず |
| 2 | 上場株式（評価会社、評価会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と特別の関係がある者（注3）が3%以上を有する株式） | 除外 | 除外せず |
| 3 | 外国会社株式（評価会社の特別関係会社（注4）に該当するものに限る） | 除外 | 除外 |
| 4 | 医療法人の出資（評価会社、評価会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と特別の関係がある者が50%超を有する出資） | 除外 | 除外 |

（注1）評価会社等

評価会社又は評価会社の特別関係会社（注4）であって当該特例認定承継会社との間に支配関係がある法人

（注2）資産管理型会社（実態要件により猶予が適用となる会社を含む。）

（注3）特別の関係がある者

- 一 当該代表権を有する者の親族
- 二 当該代表権を有する者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該代表権を有する者の使用人
- 四 当該代表権を有する者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（前3号に掲げる者を除く。）
- 五 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 六 次に掲げる会社

イ 当該代表権を有する者（当該円滑化法認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合における当該会社

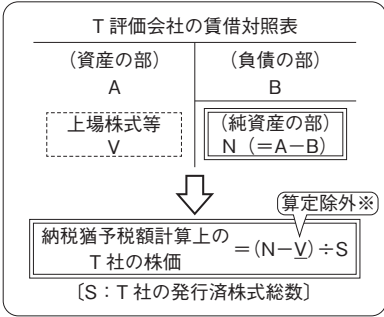
ロ 当該代表権を有する者及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合における当該他の会社

ハ 当該代表権を有する者及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合における当該他の会社

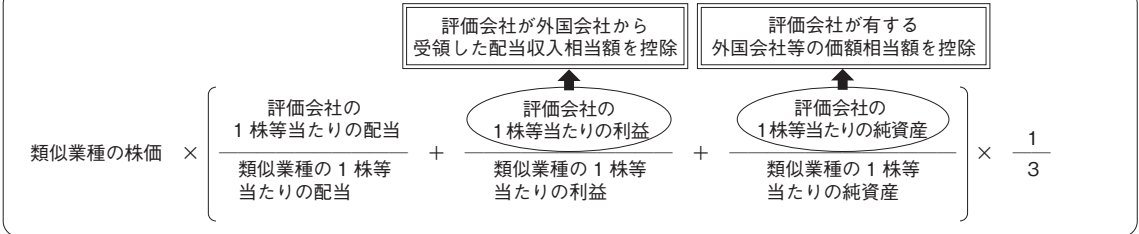
（注4）特別関係会社

特別の関係がある会社は、同号に規定する円滑化法認定を受けた会社、当該円滑化法認定を受けた会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と次に掲げる特別の関係がある者（（注3）のハに掲げる会社を除く。）が有する他の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含む。）の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の100分の50を超える数である場合における当該他の会社とする。

【図表4】納税猶予税額の計算イメージ



《類似業種比準方式》



※支配関係のある外国会社株式及び50%超を有する医療法人の出資も除外される。
(財務省平成22年度及び平成25年度税制改正の解説を一部加工)

①上場株式等

発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の3以上に相当する数又は金額

②医療法人の出資

出資の総額の100分の50を超える金額

IV 贈与前3年以内の現物出資等資産が70%以上の場合の不適用

受贈者等及び受贈者等の同族関係者から現物出資又は贈与により取得をした資産（贈与又は相続開始前3年以内に取得をしたものに限る。以下「現物出資等資産」とする。）がある場合、次に掲げる金額の割合が70%以上であるときは、納税猶予の適用はされない(措法70の7の5④、措法70の7の6⑤)。

$$\frac{\text{現物出資等資産の価額（贈与等時に当該現物出資等資産を有していない場合には、贈与等があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額）の合計額}}{\text{評価会社の資産の価額の合計額}}$$

V 評価会社が組織変更等をした場合（担保株式に変更等があった場合）

受贈者等が納税猶予分の税額につき評価会社の株式等の全てを担保として提供した場合、当該株式等の価額の合計額が「当該納税猶予分の税額」に満たないときであっても、「当該納税猶予分の税額」に相当する担保が提供されたものとみなされる（以下「みなす充足」とする。）(措法70の7の5④、措法70の7の6④)（「当該納税猶予分の税額」とは、納税猶予に係る贈与税等の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額（贈与者又は経営承継相続人の平均余命年数（相規12の3））との合計額（措通70の7の5-4、措通70の7の6-5）となるため、当該対象非上場株式等の価額の合計額が「当該納税猶予分の税額」に満たない場合も想定される）。

ただし、その担保提供された株式等につき、次に掲げる変更等（四角枠①～⑥）があった場合、みなす充足が適用されなくなる可能性

があるので注意が必要である（措令40の8の5⑱，措令40の8⑳，措通70の7の5-20，措通70の7の6-20）。なお，当該変更があった場合においても，みなす充足を維持するためには，受贈者等は税務署長等に対し一定の手続きを行う必要がある。仮に受贈者等が手続きを行わず，さらに税務署長等による担保変更等の命令（通法51①）に応じないときには，税務署長等はその猶予の取り消し等ができることとされている（通法49①）。

また，評価会社について合併（合併により評価会社が消滅する場合に限る。），株式交換その他の事由（（下記②から④の事由）以下「特定事由」という。（措通70の7-33）が生じた場合，受贈者等は，遅滞なく株式交換等後の株式等の全部を再び担保として提供する必要がある。なお，再び担保提供されることが確実である場合，税務署長は受贈者等の申請（特定事由が生じた日から1月を経過する日までに行う）に基づき，株式交換等前に提供されている株式等の担保の全部又は一部の解除ができるが，解除される株式に代わって新たに取得する株式の全部を担保提供する場合，担保の解除はなかったものとみなされ，みなす充足は継続して適用される（措令40の8の5⑱，措令40の8㉔㉕，措通70の7-31）。

なお，特定事由が生じた日から2月を経過する日（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には，税務署長の指定する日）までに，再び株式交換等後の株式を担保として提供しない場合は，前記変更等に係る命令に応じなかったものとみなされる（措令40の8の5⑱，措令40の8㉔二）。

①担保として提供された株式等に係る評価会社が，当該株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止又は発行する旨の定款変更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があった場合

において，当該定款の変更がその効力を生ずる日までに一定の方法により担保の提供が行われたときを除く。）

②担保として提供された株式等に係る評価会社が合併により消滅，株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった，組織変更，及び株式の併合又は分割があった場合

③担保として提供された株式等に係る評価会社が会社法第185条に規定する株式無償割当てをした場合

④担保として提供された株式等に係る評価会社の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された株式等に係る株券の差替えの手続きが必要となった場合

⑤担保財産の変更等が行われたため，当該株式等の全てが担保として提供されていないこととなった場合

⑥担保として提供された株式等について，措置法規則第23条の9第29項に掲げる要件（質権の設定がされていないこと，差押えがされていないこと，その他の当該株式等について担保の設定又は処分の制限がされていないこと等）に該当しないこととなった場合

VI 親族外承継に係る注意点

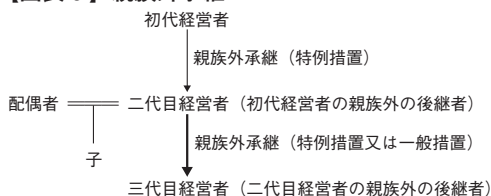
(1) 二代目経営者相続時の問題

初代経営者から二代目経営者が第一種特例贈与を受け，その後三代目経営者が確定し特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に一定の要件を満たす贈与を行う場合（図表5），二代目経営者の贈与税は免除となり，三代目経営者は贈与税の納税猶予の適用を受けることが可能である（措法70の7の5⑪）。一方で，

二代目経営者が、三代目経営者への贈与を行う前に相続が発生し、さらに三代目経営者に遺贈する旨の遺言がない場合、二代目経営者の相続人である配偶者及び子に株式が相続される。この場合、二代目経営者に係る贈与税は免除となるが、二代目経営者の相続人に係る相続税については、株式等を承継する相続人が相続開始の直前で役員（被相続人が70歳未満で死亡した場合を除く）であり、かつ相続の開始の日の翌日から5月を経過する日までに代表に就任しない限り、納税猶予の適用を受けることができない（措法70の7の6②七）。

当該問題への対処法は、二代目経営者は三代目経営者に株式を承継するための遺言を作成することである。遺言作成後、三代目経営者に変更がある場合には、遺言を書き直す必要がある。また前記のとおり、二代目経営者が70歳未満の場合を除き、三代目経営者は、二代目経営者の相続開始直前において、役員でなければならない（措規23の12の3⑪二）。

【図表5】親族外承継



(2) 先代経営者の相続時の相続税申告

二代目経営者（三代目経営者への贈与が行われた場合は三代目経営者。以下(2)におい

て同じ。）は、先代経営者の相続時に、贈与を受けた株式を遺贈により取得したとみなされるため、相続税申告を行う必要がある（措法70の7の7，措法70の7の8）。そのため贈与時点において先代経営者は、その相続人に対し二代目経営者と協力して相続税申告を行う旨を伝えておく必要がある。

(3) 特例期限の到来後の次世代への承継

二代目経営者が特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、三代目経営者に贈与する場合において、その贈与時期が令和9年12月31日を超える場合には、特例措置（措法70の7の5）の適用はなく一般措置（措法70の7）の猶予が適用されることとなる。その場合は、発行済株式総数の2/3までの部分のみが猶予の対象となる。そのため二代目から三代目経営者への承継について猶予の対象とならない2/3を超える部分を承継する場合、納税が発生する点について留意が必要である。さらに「贈与税の納税猶予の一般措置」の適用を受けている者（三代目経営者）については、その前の贈与者（初代経営者）が行った贈与が「贈与税の納税猶予の特例措置」であったとしても、当該前の贈与者（初代経営者）の死亡に係る相続税について適用を受けることができるのは「贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の一般措置」となる（措法70の7の3②，措法70の7の4①）。この取り扱いには親族外に限らず、親族内承継についても同様である。

5

事業承継税制の活用に向けて
—今後の課題も含めて

北澤 淳 ● 税理士

I はじめに

事業承継税制は、適用を受けた後継者（2代目）から、さらに次の後継者（3代目）に事業承継税制の適用を受ける贈与をする等すれば、後継者（2代目）について課されていた贈与税・相続税は免除される。後継者個人が支払うべき税金が免除されるため、その効果は非常に大きい。しかし一方で、免除を受ける前に取消事由に該当してしまうと、猶予されていた税額を利子税つきで納付しなければならず、事業承継税制を受けた効果がなくなってしまう。

このため、多くの税理士が顧客への説明や適用について慎重になっているのが現状であろう。

これらの現状を踏まえて、事業承継税制を活用していくためのポイントについて検討していく。

II 事業承継税制の活用に向けてと今後の課題

事業承継税制は適用を受けるにあたって数多くの要件を充足する必要がある、適用を受けたあとも猶予期間中は一定の要件を満たし

続ける必要がある。その間にも会社や経営者の状況は変化し続けるために、数多くの規定が設けられており、税理士にとってもフォローし続けることは非常に大変である。

しかし、その一方で、最終的には猶予税額の免除を受けることができ、その額は1億円を超えることも珍しくない。その免除額を考えると、制度が複雑であったり、手続きが煩雑であってもある程度仕方がないだろう。

ところで、自社株式に係る相続税の納税資金原資は、多くの場合、会社から受け取った役員報酬を蓄積したものであろう。相続税納税のために多額の役員報酬を支払う必要がなくなれば、それだけ会社経営に余裕が生まれ、会社の成長を促したり従業員の賃上げに回すことができる。

日本経済にとってもポジティブな効果を期待できるため、できる限り活用することが望ましいだろう。

III 事業承継税制に向いている会社

(1) 事業承継税制に向いている会社

事業承継税制の一番のメリットは、将来的に猶予された税額が免除されることである。主な免除事由としては、①「後継者（2代目）」

がさらに次の後継者（3代目）に事業承継税制の適用を受ける贈与」をした場合や、②「後継者（2代目）に相続が発生」した場合である。とはいえ、②後継者（2代目）が株式の承継をせずに相続が発生するまで保有し続けることは会社経営上、必ずしも望ましい状況ではないと考えられるため、基本的には①後継者（2代目）がさらに次の後継者（3代目）に事業承継税制の適用を受ける贈与を行うことを前提にプランニングしていくことが望ましく、②後継者（2代目）の相続発生による免除は、たまたま2代目が急逝した場合などに適用するものと考えた方が良いだろう。これらの免除事由を考えると、事業承継税制は、後継者（2代目）がさらに次の後継者（3代目）に承継できる見込みがある場合に適用することが一番効果的であり、つまりは後継者（2代目）に子ども（3代目候補）がいる家族構成が理想的であろう。

(2) 後継者がいない場合

なお、後継者（2代目）に子ども（3代目候補）がいない場合にはどうだろうか。

その場合、事業承継税制の適用を受けたとしても将来のM&Aで猶予対象となった株式を売却することになるために、取消事由に該当せず、猶予税額+利子税を納付することになるため適用しても意味がないと考えてい

方が多いようだ。しかし、実際には将来のM&Aで売却することを予定していたとしても、実は事業承継税制の適用を受けた方が有利になるケースもある。

下記をご覧ください。

前提：

- ①相続財産は株式のみとし、相続税額10,000万円（株式のみであるため、猶予税額も10,000万円）。
- ②役員報酬支払い前の利益3,000万円。
- ③会社の資本金1,000万円＝全額先代経営者の出資により設立。
- ④将来のM&Aにおいては、純資産価額で売却できるものとする。
- ⑤計算簡便化のため、役員報酬に係る所得税率は50%とし、株式等に係る譲渡所得税率は20%と、法人税率は30%とする。

a. 役員報酬2,000万円の場合

手取りは1,000万円となる。これを10年積み重ねると10,000万円となり、相続税相当額の蓄積ができる。会社の利益は毎年1,000万円（利益3,000万円△役員報酬2,000万円）となり、毎年700万円（利益1,000万円△法人税率30%）の純資産の積み上げとなる。10年後には純資産が17,000万円まで積み上がり、前提条件により同額で売却できるため17,000万円の譲渡収入を得られるが、譲渡所得税が3,200万円（（17,000万円－取得費1,000万円）

表1 納税資金相当の役員報酬として2,000万円を受け取ったとした場合（単位：万円）

| | 現在 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利益 | | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 役員報酬 | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 修正利益 | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 純資産 | 10,000 | 10,700 | 11,400 | 12,100 | 12,800 | 13,500 | 14,200 | 14,900 | 15,600 | 16,300 | 17,000 |

表2 納税資金相当の役員報酬を受け取らなかった場合（単位：万円）

| | 現在 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利益 | | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 役員報酬 | | | | | | | | | | | |
| 修正利益 | | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 純資産 | 10,000 | 12,100 | 14,200 | 16,300 | 18,400 | 20,500 | 22,600 | 24,700 | 26,800 | 28,900 | 31,000 |

×20%)かかる。手取りとしては、17,000万円△譲渡所得税3,200万円△相続税10,000万円＋役員報酬手取り10年分10,000万円＝13,800万円となる。

b. 役員報酬0円の場合

手取りは0円となるが、会社の利益は毎年3,000万円（利益3,000万円△役員報酬0円）となり、毎年2,100万円（利益3,000万円△法人税率30%）の純資産の積み上げとなる。10年後には純資産が31,000万円まで積み上がり、前提条件により同額で売却できるため31,000万円の譲渡収入を得られるが、譲渡所得税が6,000万円（（31,000万円－取得費1,000万円）×20%）かかる。手取りとしては、31,000万円△譲渡所得税6,000万円△相続税10,000万円＝15,000万円となる。結果として、会社の純資産が増額し、その分だけM&Aによる売却代金が高くなる。M&Aに係る税率は20.315%で済むため、総合課税よりも少ない税負担で済み、手取り金額も増えるのである。

事業承継税制の適用を受ける会社は業績好調な会社が多く、M&Aの場面においても買い手候補は比較的に見つけやすいものと思われるため、3代目も後継者候補が親族内や社内にはいないとしても、事業承継税制を検討しても良いだろう。

(3) 暦年課税と精算課税

ところで、特例措置は10年限定の措置であるため、確実に期間内に適用を受けるためには、いつ発生するかわからない相続税の納税猶予を適用するのではなく、贈与で行うことが前提となる。贈与税は暦年課税制度と相続時精算課税制度があるが、どちらの制度を適用すれば良いのだろうか。

この点はもちろんケースバイケースであるが、自社株式以外にも現金等を生前贈与したい場合には事業承継税制は暦年課税制度を適

用することによって、事業承継税制適用後の生前贈与に関しても暦年贈与を適用することができるため、相続税率と贈与税率の税率差の分だけ後継者の納税負担が減少することが見込まれる。

一方で、自社株式以外には生前贈与する予定がない場合や取消時の納税リスクを避けたい場合には、相続時精算課税制度による贈与が望ましいだろう。

中には、事業承継税制を相続時精算課税制度代わりに使うことを検討する人もいるようだ。

事業承継税制（贈与）は、後継者が先代経営者から贈与を受けた株式に係る贈与税について猶予し、贈与者の相続発生時には、相続により取得したものとみなして相続税の課税対象となる。その相続税の計算上用いる株式評価額は、贈与時の価額で固定される。そのため、事業承継税制（暦年贈与）は実質的に相続時精算課税制度と同様の効果を得ることができる。事業承継税制（贈与）を相続時精算課税制度の代わりに使うメリットとしては、特別控除額2,500万円を超えた部分について20%の納税をしないで済む点が挙げられる。逆に、デメリットとしては、相続時精算課税制度に比べ適用を受けるための手続きが煩雑であること、また、万が一取り消しになったときに納税するリスクを抱えている点が挙げられる。

(4) 特例措置だけの効果

特例措置の活用にあたっては「特例措置のみで認められている点」には注意しなければならない。具体的には、対象株式数の上限と複数人後継者だ。

対象株式数の上限は、一般措置においては発行済み株式総数の3分の2に達する部分までであるが、特例措置においては3分の3、つまりは全株式が対象となる。では、3分の

3. すべてを贈与するとどうなるだろうか。適用を受けた時点においては全額が猶予の対象となる。しかし、将来、2代目から3代目に移転する際には特例措置は終了している予定であるため、一般措置により移転することになる。事業承継税制の免除事由は「後継者（2代目）がさらに次の後継者（3代目）に事業承継税制の適用を受ける贈与」であるため、3分の2だけが免除対象になり、残りの3分の1は贈与しても免除事由に該当しない。むしろ、納税事由に該当するため、贈与してしまったら2代目は猶予された税額を支払わなければならない。そのため、引き続き2代目が保有し続けることになってしまう。なお、株式を保有し続けたまま2代目に相続が発生すれば、その残りの3分の1相当の税額も免除の対象となる。

いずれは免除の対象となるので2代目が保有し続けるというのも一案だとは思いますが、会社経営上望ましいとは言いきれない。そのため、最初から3分の1相当は信頼できる第三者に保有してもらうというのも一つのアイデアになるだろう。

複数人後継者についても同様の問題が発生する。特例措置においては後継者は最大3人まで認められているが、一般措置においては1人に限定する必要がある。そのため兄弟で特例措置を適用（後継者2人）したとしても、将来兄の子が事業承継税制の適用を受けるのであれば、弟の子は事業承継税制の適用を受けることができず、弟は免除を受けるためには兄の子へ贈与する必要がある。こういった出口戦略までしっかりと描いたうえで適用を受ける必要があるだろう。

(5) 遺留分への配慮

贈与を検討するにあたっては、税法のみならず、民法、つまりは遺留分まで気にする必要がある。相続法の改正により、相続発生前

10年以内の贈与のみが遺留分算定の基礎財産とされることとなったが、この規定上、贈与が遺留分を侵害することを知って行われたものである場合には、相続発生前10年超の時点において行われたものであっても遺留分算定の基礎財産に含めることとされている。そのため、贈与時に遺留分侵害リスクまで含めて検討すべきであり、状況によっては「遺留分に関する民法の特例」まで適用すべきである。

IV 今後の課題

(1) では、いま（特例措置の期間内に）事業承継税制の適用を受けて良いのだろうか。ご承知のとおり、事業承継税制自体は幾重にも税制改正が行われており、適用を受けるタイミングが難しい。特例措置の創設時にも、一般措置からの切り替えが認められず、すでに適用を受けていた方から不満の声があがっていた。もう少し待てばもっと良くなると思う方もいるだろうが、結論としては、特例措置の適用を受けて良いと考える。なぜならば、特例措置は基本的に100%猶予の措置となっており、これ以上の効果を期待するのであれば、基本的には「次世代に継承した際に免除」とするのではなく、農地の納税猶予制度同様に「一定期間経過した際に免除」にするしかない。しかし、このような免除制度については税務当局や政治家の理解を得るのが難しく実現困難であるだろう。唯一、効果面でも拡充の可能性があるのは、猶予税額の計算上、海外子会社の価額相当額が除外されてしまう点であろう。事業承継税制はそもそも、国内の雇用維持を条件に株式等に係る贈与税・相続税の猶予がされるものであったため、海外子会社の価額分は猶予税額の計算上除外されていた。しかし、特例措置においてはその雇

用要件が大幅に見直されており、また、企業の成長を阻害する要因ともなり得ることから見直されるべきであろう。

とはいえ、免除のハードルの高さが事業承継税制の適用ネックになっていることは間違いない。現在の制度では、2代目が3代目に事業承継税制の適用を受ける贈与をしたタイミングで免除となる。つまりは、3代続けて会社経営を行う必要があり、税金のために孫世代の人生を縛るものである。このような制度設計では会社を継がない要因となってしまう、地域を支える中小企業の減少、強いては日本経済の衰退に繋がるものであり、免除事由を見直すことを強く期待する。

(2) 長期にわたる申請及び届出

事業承継税制は、特例承継計画の作成・提出から始まり、認定申請、税務申告まで行って初めて適用を受けられる。適用を受けたあとは、5年間毎年都道府県庁に年次報告書を提出し、税務署にも継続届出書を提出しなければならないが、6年目以降も3年に1回、継続届出書を提出する必要がある。さらに、贈与者が亡くなった場合には切替確認書を提出しなければならないなど、手続き面がかなり面倒である。通常の会社の決算書・申告書において、事業の継続の実態や代表者であること、株主構成など確認できるので、特に6年目以降の手続きの簡略化を強く期待する。

V おわりに

以上のように、事業承継税制の活用にあたっては、適用を受ける時点だけにフォーカスするのではなく、将来的な出口まで見据えて適用することが大切である。また、自社株式だけを意識して適用するのではなく、自社株式以外の財産をいつ・だれに分けるのかと

いった視点からも検討する必要がある。そういった観点から、事業承継税制の適用にあたっては多くの検討事項が存在するゆえの時間と手間がかかり、その分報酬を高く頂戴するケースが多いようで1件あたり100万円を超えるケースも珍しくない。納税者それぞれで考え方が異なるので一概には言えないが、猶予税額が1,000万円を超えるのであれば費用負担額以上のメリットが得られる可能性が高いので、適用を検討する余地があるものと思われる。

また、取消事由については繰り返し経営者に説明し、理解してもらうことが望ましいと考える。経営者にとっては会社経営が一番の重要事項であり、事業承継税制の取消事由に該当してしまうことをつい忘れてしまうケースもある。私の関与先では、グループ内複数社において事業承継税制の適用を受けており、資産保有型会社（特定資産等が総資産の70%以上である会社）に該当するかどうかギリギリの会社があった。そのため、リスク回避のために事業実態要件を満たしてもらい従業員数が常時5人以上いる状態で経営するように指導していた。ところが、社長は当該要件を完全に失念し、グループ内での人事異動を行って従業員数が4人以下になってしまったケースがある。結果的に、そのときの会社の特定資産割合はかろうじて70%未満であったために取消事由に該当しなかったが、預貯金の金額次第では70%を超えていたような可能性もある。取消事由について案内していれば説明責任を果たしているのかもしれないが、予定していなかった納税が発生してしまうことは気持ちの良いものではない。説明は一度のみならず、毎年説明することが望ましいと考える。

最後に、事業承継税制の適用を受ける会社は業績好調な会社が多い。そのような会社は

グループ会社をいくつか保有しているケースがある。そういった場合に、それぞれの会社で事業承継税制の適用を受けようとする、手続きが煩雑であるため、事務負担が大きくなってしまふ。そういった事態にならないようにするために、あらかじめ資本関係の整理を行って親会社のみで事業承継税制の適用を受けると良いだろう。ただし、その際に親会社を純粹持株会社にしてしまふと「従業員数1人以上」という要件を満たせな

いケースや、資産運用型会社に該当してしまふケースが考えられる。そうならないようにするために親会社は事業持株会社であることが望ましい。

以上のように、事業承継税制は要件を理解しているだけでは十分とは言えず、その先の活用方法や注意点までもがいくつもある。これらをしっかりと理解したうえで適用することが望ましいだろう。